

第 240 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時	令和 4 年 5 月 16 日（月） 午後 3 時 40 分から午後 4 時 00 分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3 出席委員	今井 一郎、多田 稔、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、村上 知子、 鍋島 靖信（専門委員）
4 府関係者	池田 孝雄、中村 良弘、新瀬 幾恵、吉見 翔太郎 佐野 雅基(水産技術センター)
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	(1) 海区漁場計画(案)について (2) 漁業許可の公示について
7 議事概要 事務局 (井坂書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 240 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。</p> <p>本日は、委員 10 名全員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第に記載しておりますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海区漁場計画(案)について」、 ・「漁業許可の公示について」、 <p>の 2 件でございます。</p> <p>それでは、今井会長、議事の進行よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>ただ今から、第 240 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日は委員会ですので、議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 7 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、多田委員と村上委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p>

	<p>議題 1、「海区漁場計画(案)」について、先ほど公聴会を開催しましたが、これを成案化するにあたり、知事から諮問がありますので、これに対する審議をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、「海区漁場計画(案)」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (久保補佐)</p>	<p>水産課の久保でございます。</p> <p>海区漁場計画(案)についてご説明させていただきます。</p> <p>漁業法第 64 条第 4 項の規定に基づき諮問させていただくものです。</p> <p>大阪府の複数の組合から、共同で貝塚南端にあります人工島の防波堤で囲まれた水域において、かきの養殖の区画免許を設定したいとの要望がございました。</p> <p>海上保安庁、大阪港湾局にご意見をお伺いしたところ、特にここに漁場計画を立てることについては問題ないとのご回答を得ましたので、3月に水産課で海区漁場計画(素案)を作成しました。その素案については、3月30日に開催した委員協議会でご説明させていただいたところです。</p> <p>素案につきましては3月22日から4月21日まで大阪府のホームページ上で府民意見を募集しましたが、特にご意見等ございませんでしたので、この度、素案から案に切り替えさせていただきました。</p> <p>内容につきましては変更ございません。本日は、海区漁場計画(案)をご審議いただき、6月1日を目標に公示させていただき、免許を設定していきたいと考えております。</p> <p>今回の海区漁場計画、区第 23 号といたしまして計画を立てさせていただいております。免許の内容たる事項といたしまして、漁業種類は第 1 種区画漁業権、漁業の名称はかき養殖業、漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁場の位置は貝塚市二色南町地先です。貝塚市の人工島の南端とご認識いただければと思います。</p> <p>区域については、前回の委員協議会で詳細に説明させていただいておりますので割愛させていただきます。免許予定日は令和4年9月1日です。存続期間ですが、来年の9月1日に現在免許している区画漁業権の一斉更新がございますので、それに合わせ1年間の短期免許として許可することを考えております。</p> <p>公示は免許予定日の3ヶ月前にしなければならないので、公示は6月1日とする予定です。申請期間は、事務的な処理等を考慮し、6月1日から</p>

	<p>7月15日に設定する予定です。</p> <p>条件として、養殖用の筏を設置するため、養殖施設のあることを表示する標識及び灯火を設置しなければならないとしております。</p> <p>以上になります。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>現在大阪の南部で行われている他のかき養殖と比較して、今回免許予定の区画の規模は同じぐらいでしょうか。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>直接的に比較はできません。区画的には南部の方で設定している区画と比較して一区画としてはそれほど変わらないと思いますが、区画内の筏の数も異なるため一概に面積の比較はできません。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他のところと同じことをやってもメリットがないと思います。</p> <p>今後、ここで育てられたカキも牡蠣小屋や道の駅での販売等を行っていくと思うので、グランドデザインといいますか、こうした区画漁業権をどのような方向で認めていくか、大阪府も考えてほしいと思います。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後、区画を要望された場合は、競合しすぎる可能性がございますので、委員会で免許の適格性等のご意見をいただきながら考えていきたいと思っております。</p>
会 長	<p>府内のかき養殖同士で足の引っ張り合いにならないように、販売戦略を立てる等して、お互いに成長して行ってほしいと考えております。</p> <p>何か他にご意見、ご質問等はございませんか。</p>
各 委 員	(質問なし)
会 長	<p>先ほどの公聴会でも公述はありませんでしたので、議題1については、</p>

	「原案どおり認める。」ということで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	異議なしとのことですので、議題1については、水産課の案のとおり承認させていただきます。事務局から答申案をお願いします。
事務局 (井坂書記長)	(答申案文 読み上げ)
会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、引き続き、議題2の「漁業許可の公示」について、審議をお願いしたいと思います。 内容について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (吉見技師)	<p>漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。</p> <p>知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、大阪府漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないとされています。</p> <p>また、同条第3項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない、と定められているため、諮問させていただきます。</p> <p>参考資料1の諮問文をご覧ください。前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。</p> <p>委員会資料2をご覧ください。表にありますとおり、ひきなわ漁業1隻について、新規許可の要望が出ております。</p> <p>申請すべき期間については、許認可方針とおり2ヵ月間としております。</p> <p>なお、漁協からの新規要望の内訳については参考資料2をご覧くださいますようお願いいたします。</p>

	説明については以上です。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	特に質問等がないようですので、議案2については、水産課の案を承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	異議なしとのことですので、議題2については、水産課の案のとおり承認させていただきます。事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (井坂書記長)	(答申案文 読み上げ)
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 本日の委員会の議事は以上です。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。 ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。